

# 農産物地理的表示の管理弁法

2007年12月25日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 農産物地理的表示の管理弁法

(2007年12月25日 中国農業部公布)

## 第一章 総則

第一条 農産物地理的表示の利用を適正化させ、地理的表示対象農産物の品質や特色を保証し、農産物の市場競争力を向上させるため、《中華人民共和国農業法》、《中華人民共和国農産物品質安全法》の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法で言う農産物とは、農業から由来する初級産品、即ち、農業活動において得られる植物、動物、微生物及びその産出品のことをいう。

本弁法で言う農産物地理的表示とは、表示対象農産物が特定の地域から由来し、産品の品質及び関連する特徴が主に自然の生態的環境と歴史や人文的な要素によって決まり、且つ地域の名称で名づけられる特有の農産物表示のことを言う。

第三条 わが国では農産物地理的表示に登録制度を実施する。登録された農産物地理的表示は法に保護される。

第四条 農業部は全国における農産物地理的表示の登録について責任を負う。農業部農産物品質安全中心は農産物地理的表示の登録審査及び専門家認定について責任を負う。

省級人民政府の農業行政管轄部門が本行政区域内における農産物地理的表示の登録出願の受付と予備審査について責任を負う。

農業部が設置する農産物地理的表示登録の専門家認定委員会は、専門家による認定について責任を負う。農産物地理的表示登録の専門家認定委員会は栽培業、畜産業、漁業及び農産物の品質安全等分野の専門家によって構成される。

第五条 農産物の地理的表示登録に当たって、費用を徴収しない。県級以上人民政府の農業行政管轄部門が農産物地理的表示の管理費用を本部門の年度予算に組み入れなければならない。

第六条 県級以上地方人民政府の農業行政管轄部門は、農産物地理的表示の保護と利用を、本地域の農業及び農村経済発展計画に包括し、政策や資金等において援助しなければならない。

国は、地理的表示対象農産物の発展促進への民間力の参与を奨励する。

## 第二章 登録

第七条 地理的表示の登録を出願する農産物は、以下の条件に適合しなければならない。

- (一) その称呼が地理上区域の名称及び農産物の通用名称によって構成される。
- (二) 産品に、独特な品質特性又は特定の生産手法を有する。
- (三) 産品の品質と特長が主に、独特な自然・生態的環境及び人文・歴史的な要素によって決まる。
- (四) 産品の生産区域範囲が限定されている。
- (五) 産地環境や産品の品質が、わが国の強制技術基準の要求事項に適合している。

第八条 農産物地理的表示登録の出願人は、県級以上の地方人民政府が以下の要件に基づいて選抜する農民専門合作経済組織や業界協会等組織でなければならない。

- (一)農産物地理的表示及びその産品を監督・管理する能力を有する；
- (二)地理的表示対象農産物の生産、加工、販売について指導を提供する能力を備える；
- (三)独自に民事的責任を負う能力を備える。

第九条 農産物地理的表示の登録要件に適合している出願人が省級人民政府の農業行政管轄部門に対して登録出願を提起できるものとし、且つ下記の出願用材料を提出しなければならない。

- (一)登録出願書；
- (二)出願人の資格証明；
- (三)産品の典型的な特徴、特性の記述及び対応する対象産品の品質鑑定報告書；
- (四)産地の環境条件、生産技術基準と産品の品質安全技術基準；
- (五)地域範囲確定のための書類及び生産地域の配置図；
- (六)産品の現物見本又は見本の写真；
- (七)その他必要な説明的或いは証明的な書類。

第十条 省級人民政府の農業行政管轄部門は、農産物地理的表示の登録出願を受理した日から45稼働日内で出願書類に対する予備審査及び現場監査を完了し、予備審査意見を提出しなければならない。要件を満たすものについては、その出願書類及び予備審査意見を農業部農産物品質安全中心へ送付しなければならない。要件を満たさないものについては、予備審査意見を提出した日から10稼働日内で、関連する意見や提案を出願人に通達しなければならない。

第十一条 農業部農産物品質安全中心は、出願書類及び予備審査意見を受領した日から20稼働日内で、出願書類に対して審査を行い、審査意見を提出し、専門家による認定を行わなければならない。

専門家による認定は農産物地理的表示の登録認定委員会が担当する。農産物地理的表示登録の専門家認定委員会は、独自に認定結論を行い、認定結論に対して責任を負わなければならない。

第十二条 専門家による認定を通過したものについては、農業部農産物品質安全中心が農業部を代表して社会へ公示する。

関連する単位や個人に異議がある場合、公示の締め切り日から20日以内に、農業部農産物品質安全中心に提出しなければならない。公示について異議がない場合、農業部が登録を決定しそれを公告し、《中華人民共和國農産物地理的表示登録証書》を発行し、登録対象産品に関連する技術基準と標準を公開する。

専門家による認定を通過していないものについては、農業部は登録しないと決定し、書面によって出願人に通達し、且つその理由を記述する。

第十三条 農産物地理的表示登録証書が、長期間において効力を有する。

下記事情のいずれかに当たる場合、登録証書の所持者は所定の手続きによって変更届けを提出しなければならない。

- (一)登録証書の所持者又は法定代表者に変更があった場合。
- (二)地域範囲又は対応する自然・生態的環境に変化が生じた場合。

第十四条 農産物の地理的表示には、公共のマークと地域の産品名称とを組み合わせる標識制度を実施する。公共のマークの基本図案については付図を参照すること。農産物地理的表示の使用基準は農業部が別途制定、公布するものとする。

### 第三章 地理的表示の利用

第十五条 下記の要件に適合する単位や個人は、登録証書所持者に農産物地理的表示の利用を申し込むことができる。

- (一) その生産経営対象である農産物が、登録によって確定される地域範囲から産出している。
- (二) すでに登録対象農産物に関連する生産経営資格を取得している。
- (三) 厳格に所定の品質技術基準に従って生産経営活動の展開を組織できる。
- (四) 地理的表示対象農産物の市場開発・経営能力を有する。

農産物地理的表示の利用に当たって、生産経営年度ごとに登録証書所持者と農産物地理的表示利用協議を締結し、協議書には利用する数量、範囲及び関連する責任と義務を明記しなければならない。

農産物地理的表示登録証書の所持者は、農産物地理的表示の利用者から使用料を徴収してはならない。

第十六条 農産物地理的表示の利用者が下記通りの権利を享有する。

- (一) 産品及びその包装において、農産物の地理的表示を使用できる。
- (二) 登録対象農産物の地理的表示を宣伝や展示、出展、及び展示販売に使用できる。

第十七条 農産物地理的表示の利用者が、下記とおりの義務を履行しなければならない。

- (一) 登録証書所持者による監督と検査を自発的に受ける。
- (二) 地理的表示対象農産物の品質と信用度を保証する。
- (三) 農産物地理的表示を正確且つ適正に利用する。

### 第四章 監督管理

第十八条 県級以上人民政府の農業行政管轄部門は、農産物地理的表示に対する監督管理を強化し、登録された地理的表示対象農産物の地域範囲、地理的表示の使用等について監督と検査を定期的に行わなければならない。

登録された地理的表示対象農産物又は登録証書所持者が、本法第七条、第八条の規定を満たさない場合、農業部はその地理的表示登録証書を取り消し、且つ公告するものとする。

第十九条 地理的表示対象農産物の生産経営者が品質管理・追跡体系を構築しなければならない。農産物地理的表示登録証書の所持者及び地理的表示の利用者が、地理的表示対象農産物の品質と信用度について責任を負うものとする。

第二十条 如何なる単位や個人でも、農産物地理的表示及び登録証書の偽造、盗用してはならない。

第二十一条 国は、農産物地理的表示に対する単位や個人による社会的な監督を奨励する。

第二十二条 農産物地理的表示の登録管理や監督検査を担当する従業員が、職権濫用や職務怠慢を行い、私利をはかる場合、法に従って処置する。犯罪の容疑が持たれる場合、法に従って司法機関へ移送しその刑事的責任を追究する。

第二十三条 本法の規定を違反したものは、県級以上人民政府の農業行政管轄部門によって、《中華人民共和国農産物品質安全法》の関連規定に基づいて処罰するものとする。

#### 第五章 附 則

第二十四条 農業部は、中華人民共和国における国外農産物地理的表示の登録を受理し、保護を与えるが、その詳細方法について別途規定する。

第二十五条 本法は 2008 年 2 月 1 日から施行する。

### 付 図 公共のマークの基本図案

